別紙２

早稲田実業学校校友会　入会金・維持費規程

（主旨）

第１条　この規程は会則第２２条、第２３条及び第２４条に基づいて定めるものであり、維持費の金額等については、この規程の定めるところによる。

（入会金の金額）

第２条　新卒者の入会金の金額は、会則第２３条の定めるところによる

（維持費の金額）

第３条　会則第２４条に定める維持費の金額は、一口５０００円とし、一口以上とする。

（新卒者の維持費納入）

第４条　母校を卒業し、その年に新たに会員となった者の維持費は、卒業後１０年分とし、その金額を４０，０００円とする。

（納入方法）

第５条　維持費の納入は、郵便振替、コンビニエンスストア振込、その他の方法による。

なお、前条に定める新卒者の入会金及び維持費納入については、卒業を予定している学年の最終の学費等とともに納入するものとする。

（その他）

第６条　この規程に定めのない事項については、代議員会においてこれを定める。また、新卒者の維持費納入については、別に内規を定める。

付則

この規程は、２０２４年４月１日から施行する。ただし、新卒者の入会金及び維持費納入については、２０２６年４月１日より適用する。